

つくば市入札監視委員会
令和5年度第2回定例会議 審議概要

開催日時	令和6年(2024年)1月26日(金) 13:30~16:30	
及び場所	つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B	
出席委員	委員長代理 前田 聡 (大学教授) 池田 鉄哉 (国立研究所職員) 稲葉 芳雄 (司法書士・行政書士) 大和田 幹夫 (元地方公務員) 中山 正美 (税理士) <div style="text-align: right;">(敬称略)</div>	
審議対象期間	令和5年(2023年)4月1日 ~ 令和5年(2023年)9月30日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件、随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見、 それに対する 回答等	意見・質問 別紙のとおり	回答 別紙のとおり
委員会による 建議の内容	別紙のとおり	
その他	・令和6年度に委員改選する。 ・次回会議(令和6年7月又は8月予定)の審議事案抽出当番委員は、委員改選後通知する。	

【事案1】 5市単桜老人福祉センター屋根・外壁改修工事

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	令和5年(2023年)6月14日
主管課	福祉部高齢福祉課
種別	建築一式工事
応札者数	11者(参加申請:14者)
予定価格	66,470,000円(税抜き)
落札額	63,200,000円(税抜き)
落札率	95.08%

質問・意見	回答・説明
くじ引きになることはよくあるものなのか。	令和4年度、建設工事において7件あり、全体からの割合としては約3%であった。
くじ引きの発生率は毎年同じぐらいなのか。	ランダム係数を導入してからは、くじ引き発生率は減少している。
予定価格は公告の1ヶ月前に決めているが、最低制限価格は開札日の1週間前に決めている。その理由は何か。	最低制限価格は開札後公表のため、情報漏洩防止の観点から開札日に近い日にちで作成している。予定価格は、公告時に公表しているため事前に作成している。
ランダム係数が無ければ、130万円低い金額で契約できた。くじ引きは電子で簡単にできるのであれば、くじ引きになればいいと考える。	-
価格高騰の影響で、考慮すべき点があったか。	部分的な資材の高騰や、物流の関係で資材の納入が滞っていることはある。ただ資材の高騰で、変更契約の協議は今のところ営繕工事ではない。別部署でスライド条項に基づいて変更した実績は1件ある。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案2】 5市単谷田部保健文教センター屋根・外壁外改修工事	
《条件付き一般競争入札》電子入札	
開札日	第1回:令和5年(2023年)6月29日 第2回:令和5年(2023年)7月6日
主管課	市民部谷田部交流センター
種別	建築一式工事
応札者数	第1回:7者(参加申請:11者) 第2回:5者(参加申請:5者)
予定価格	131,700,000円(税抜き)
落札額	115,150,000円(税抜き)
落札率	87.43%
質問・意見	回答・説明
1回目の開札で、全者が失格基準価格を下回ったため失格となっているが、もともとの予定価格の設定に問題はなかったのか。	国や県の積算基準に基づいて積算しており、予定価格の設定に問題はなかったと考える。 失格基準価格を下回った原因としては以下のように推測される。 応札者が提出した内訳書を確認したところ、防水工事において予定価格と応札額に開きがあった。積算基準に基づいて県の単価を採用して予定価格は設定しているが、まとまった広さの施工であったため業者の見積もり金額が安くなったのではないかと予想している。
県等の積算基準は公表されているのか。	公表されている。
予定価格の公表か非公表かの基準は何か。	入札制度運用方針に定めている。 予定価格が1億円未満の建設工事については、事前公表であり、1億円以上は、事後公表である。
第2回目の入札は公告をしているのか。	公告ではなく、対象者にのみシステム通知及び電話連絡をしている。
低入札価格に関する調査の報告書が所長名で出ているが、所長にこの結果を調査する見識はあるのか。	建築関係の工事については、公共施設整備課という専門的な部署があり、一緒に調査等を行い、担当課が報告している。
内訳書の提出がなかったため無効とはどういうことか。	共通事項の中で「工事費内訳書の提出のない者のした入札は、無効とする。」と定めており、提出がなかったため無効となった。
落札制限のため無効とはどういうことか。	つくば市では受注機会の均等を図るために、同一の公告日において、落札候補者となれるのは1件までと定めており、別の案件で、すでに落札候補者になったため無効となった。

<p>入札参加者は、ほかにどういう業者が応札しているのか、わかるのか。</p>	<p>開札の時に事業者名と応札額を読み上げるため、参加者にはわかる。</p>
<p>応札額を読み上げることは、何かに定まっているのか。</p>	<p>明記しているものはない。</p>
<p>読み上げたことにより、応札者が予定価格を推測できるようになる。不調になった場合は読み上げないということも検討してほしい。</p>	<p>-</p>
<p>昭和50年代や60年代の建物について、耐震工事は行っているのか。</p>	<p>耐震診断については、建設年度によって新耐震基準という耐震基準がある。昭和56年から57年頃の建設以降については耐震基準を満たしており、改修工事等はない。それ以前に建設した建物については耐震診断を行い、耐震の指標に満たないという判定が出た場合には、耐震補強工事を行っている。 当課で管理してる交流センター等の公共施設については、耐震診断の結果、指標に満たなかった施設は耐震改修工事を過去に行って、対応は済んでいる。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案3】 5国補文展史跡平沢官衙遺跡実物大復元建物土倉(2号建物)再整備工事

《 随意契約 》

見積期日	令和5年(2023年)9月19日
主管課	教育局文化財課
種別	建築一式工事
見積者数	2者(ほか3者辞退)
予定価格	17,480,000円(税抜き)
見積金額	17,280,000円(税抜き)
比率	98.86%

質問・意見	回答・説明
公告文には再度入札対象となっているが、再度入札を経ずに随意契約にした理由は何か。	再度入札の条件は、「落札候補者がいなかった場合、最低制限を下回ったもの、再度入札の応札可能業者数が複数ある場合に限り、開札の翌日から5日以内に再度入札を行う」となっている。本事案は、入札参加者が1者もおらず、再度入札に移行することはできなかった。
開札の翌日には執行伺を起案している。入札不調を想定していたかのようなのだが、理由は何かあるのか。	入札参加者がなく不調となるというのは、入札の参加締め切りの段階でわかっているため。
5者を選定した理由を知りたい。	選定業者数は要綱に準じて5者とした。 この5者を選定した理由としては、以下のとおりである。 施工可能な事業者の中から、市内に本社がある事業者を2者選定し、次に市内に営業所等がある事業者を2者選定した。市内に営業所等はないが、つくば市内での指定文化財建造物の修理実績がある1者を選定した。
応札者がなく、入札不調となった理由は何か考えられるか。	見積もりを徴した事業者からは、一般競争入札の場合、手持ち工事の件数の制限があり、参加ができなかったと聞いている。 また、茅葺職人が全国的に少なく、手配することが難しいことも原因としては考えられる。
随意契約の理由に、1回目が不調だったため急ぐ必要があるから随意契約としたとあるが、もう少し今回の特別な事情の説明があった方がよかったと考える。	承知した。

《評価》

この事案の契約手続きは、適正に行われたものとする。

【事案4】 5市単福祉支援センターさくら屋上・外壁改修設計業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和5年(2023年)6月29日
主管課	福祉部福祉支援センターさくら
種別	測量・コンサルタント(建築関係コンサルタント)
応札者数	15者(参加申請:16者)
予定価格	1,450,000円(税抜き)
落札額	1,185,000円(税抜き)
落札率	81.72%

質問・意見	回答・説明
本体工事の入札は終わったのか。	設計が終わった段階で本体工事の発注はまだである。
改修に対する業務委託は必要なのか。	昭和55年建築が1棟と、58年建築が1棟と、62年建築が1棟と、3棟に分かれている。相当古いため、詳細な調査・設計をしないと、実際の施工の金額が出しづらいため。
建築年が非常に古い施設だと、何か特別に勘案しなければならない事情はあったのか。	外壁等に亀裂が入ってきており、その部分から雨漏りがあった。随意契約で少額な修繕は行っており、かなり劣化している状況である。
同額入札でくじになることはよくあることなのか。	令和4年度、設計コンサルタントの案件で同額でくじにより決定した案件は2件であった。全体からすると1%であった。
設計業務に関しても予定価格の積算方法等について何か制約があるのか。	建築設計業務委託は国土交通省の官庁施設の設計業務等積算基準に基づいている。設計価格に用いる技術者の単価については、国土交通省の令和5年度設計業務委託等、技術者単価を採用している。
入札金額が差があるが、理由として考えられることはあるのか。	内容によって積み上げの部分が変わってくるため、そこでの差は出てくると考えられるが、本事案は大きな乖離はなかったと認識している。
老朽化に伴う施設の改修や修繕の事業は増えているのか。	市では、長寿命化計画を各部署単位で作成を進めている。その計画に基づいて、順次、施設修繕をやっている。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案5】 5つくばメモリアルホール改修設計業務委託	
《 条件付き一般競争入札 》 電子入札	
開札日	令和5年(2023年)7月4日
主管課	生活環境部つくばメモリアルホール
種別	測量・コンサルタント(建築関係コンサルタント)
応札者数	7者(参加申請:7者)
予定価格	38,880,000 円(税抜き)
落札額	30,610,000円(税抜き)
落札率	78.73%
質問・意見	回答・説明
メモリアルホールは築何年なのか。	平成11年建築の、築24年である。
入札金額錯誤で無効とあるが、事業者から申し出があったのか。	開札の前に、事業者から、錯誤の申し出があった。開札結果を確認し、錯誤が明らかであったため、入札無効を認めた。
本業務は完了しているのか。	まだ履行期間中であり、設計は終わっていない。
資格要件に、一級建築士が3名以上などがあるが、人数の基準は決まっているのか。	案件ごとに設定するようになっている。明確な基準はないが、案件の規模等により設定している。
この業務は全て技師Cで業務が完了できるのか。	国交省の基準で技師Cの単価を使って積算するように決まっている。 実際に業務を行う技師は、技師Aや技師Bであっても、CとAの技師で、同じ時間で出来る業務量が変わってくるため、人件費としては、トータルでは変わらないような積算基準の内容になっている。
入札価格に差があるが、その理由として考えられることはあるか。	火葬炉の設備更新の部分について、特殊であり、標準の積算単価がないため、3者から見積もりを徴し設計した。その部分で、事業者ごとに差が出てきたのではないかと推測される。

<p>共同企業体での入札と定めているが、大きな事業者であれば単独でも受注可能なのではないか。</p>	<p>設計を発注する際に、工事価格の概算が10億円を超えるような案件は共同企業体での発注としている。</p> <p>その理由として、規模の大きい工事について、市内事業者育成の観点から市内事業者との共同企業体での発注としている。</p>
<p>設計をした事業者から予定価格が漏れるようなことは考えられないか。</p>	<p>設計業務の委託契約書の約款の中で、今回知りえた情報については、秘密を漏らしてはならないと条項があり、漏れないと考えている。</p> <p>また、工事の受注者には、設計した事業者と関係性がないことを誓約させ、確認している。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案6】 5つくばちびっ子博士2023動画撮影及び動画編集業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和5年(2023年)4月25日
主管課	教育局生涯学習推進課
種別	物品・役務(その他)
応札者数	7者(参加業者:7者)
予定価格	一本当たり 243,900円(税抜き)
落札額	一本当たり 99,000円(税抜き)
落札率	40.59%

質問・意見	回答・説明
落札者だけ突出して応札額が低い、その理由として考えられることはあるか。	落札した事業者を確認したところ、事業者において撮影及び編集機材を有しているため、一貫して製作ができる。また地元企業のため、研究機関等の移動に要する経費が低く済んだということが要因だと回答があった。
予定価格の積算根拠は何か。	参考見積もりを4者から徴し、その金額の計算を、市で定める取扱いに基づいて算定した。
見積もりを徴した4者は、今回応札した事業者も入っているのか。	入っている。
最低制限価格制度を適用しない根拠はあるのか。	役務業務については、除草、植栽の維持管理、建物清掃以外の、その他役務業務には適用しないと要領で定められているため。
単価契約だが、予定数量は何本なのか。	予定は10本だったが、実績は12本であった。
前回の落札率はどうかだったのか。	本事案は今回が初めての発注であった。 なお、別部署で令和2年度、動画撮影業務委託の落札率は50%弱であった。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

《意見》

労働者保護及び成果品等の品質確保の観点から最低制限価格制度の導入、仕様書へのスライド条項適用の記載等、適正な価格設定がなされるよう制度設計を検討いただきたい。

【事案7】 5-8マイナンバーカード交付関連事務等人材派遣業務	
《条件付き一般競争入札》電子入札	
開札日	令和5年(2023年)8月30日
主管課	市民部市民窓口課
種別	物品・役務(その他)
応札者数	4者(参加業者:5者)
予定価格	1人1時間当たり2,110円(税抜き)
落札額	1人1時間当たり1,500円(税抜き)
落札率	71.09%
質問・意見	回答・説明
予定価格設定の根拠は何か。	参考見積もりを3者から徴し、設定した。
辞退した事業者の理由はわかるか。	わかりかねる。
落札価格(単価)は3年間変わらないのか。	その通りである。
物価上昇分の変更契約ができるよう仕様書に明記すべきではないかと考える。	-
最低賃金に変更があれば、変更契約をするのか。	協議により、変更契約を行うことはある。仕様書に、最低賃金に抵触しないように定めている。
前回の契約の単価はどうだったのか。	前回は1人1時間当たり1,478円だった。
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> <p>《意見》 労働者保護及び成果品等の品質確保の観点から最低制限価格制度の導入、仕様書へのスライド条項適用の記載等、適正な価格設定がなされるよう制度設計を検討いただきたい。</p>	